

自転車安全利用五則を知っていますか?

自転車も交通ルールを守って安全に走行しましょう

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



② 車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



④ 安全ルールを守る

■ 飲酒運転は禁止

■ 二人乗りは禁止

■ 並進は禁止

■ 夜間はライトを点灯

■ 信号を守る

■ 交差点での一時停止と安全確認



⑤ 子供はヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用のヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



自転車の安全な利用の促進に関する条例が施行されました!

この条例は、自転車利用者の守るべきことを明らかにし、社会全体が協力し、自転車の安全な利用について指導や啓発していくことにより、マナーの向上を図り、自転車による事故から市民を守るとともに、安全で快適な生活を確保するため制定されました(議員提出議案として提出され、交通安全対策特別委員会に付託され審査されたもので、原案可決後、平成24年4月1日から施行されました)。

春の交通安全市民大会が開催されました

「春の全国交通安全運動(4月6日~4月15日実施)」にさきがけ4月5日(木)に、はびきのコロセアムで「春の交通安全市民大会」開催されました。オープニングでは名実ともに高い評価を誇る河原城中学校吹奏楽部が演歌からポップまで各世代



に親しみある曲を演奏し会場を魅了しました。本大会には羽曳野市、藤井寺市、羽曳野警察署、交通安全協会などの関係団体の300人が参加しました。また、「交通事故ゼロ運動」で優秀な成績を収められました古市小学校、古市南小学校の2校と古市地区、古市南地区の2つの地域に対して表彰がおこなわれました。さらに、市民が【安心・安全・快適】に暮らせる街づくりの実現に向け、「交通安全宣言」を高鷲幼稚園の保護者と園児により声高らかに宣言され、満場一致で採決されました。

